

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を令和八年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県東青農林水産事務所長 澤 居 勇 人

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の変更があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	今井 三男	平川市小和森上平田二三四の八	令和八・五・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、岩木川土地改良区の定款の変更を令和八年六月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を令和八年五月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、虻川土地改良区の定款の変更を令和八年五月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を令和八年五月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良区の役員の変更及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員の変更があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	浅利 豪	北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見五八の二	令和八・四・二就任
	出町 国彦	〃 〃 字下糺八七の一	〃
	神 茂	つがる市柏桑野木田福山三〇	〃
	木村 洋一	弘前市大字三和字下恋塚一八九の四五	〃
	永野 邦徳	〃 〃 字川合一四	〃
	成田 朋光	北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫一九	〃
	長内 瑞人	〃 〃 大字木筒字上藤代二五	〃
	秋庭 哲也	〃 〃 字下掛橋二五の一	〃
	澤田 諒平	弘前市大字笹館字市原三九	〃
	長内 ひふみ	北津軽郡鶴田町大字木筒字上藤代二七	〃
監事	花田 英昭	〃 〃 大字野木字西松虫二三	〃
	對馬 雅彦	弘前市大字三和字下恋塚八六の一	〃
	小山内 克佳	北津軽郡鶴田町大字木筒字中柳川四八の一	〃
理事	長内 一敏	〃 〃 大字野木字西松虫一〇五の二	八・四・二〇退任
	神 清三郎	つがる市柏桑野木田福山二三の一	〃
	秋庭 勝廣	北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川一七	〃
	川村 金四郎	〃 〃 字上藤代三一の一	〃
	増田 順一	弘前市大字笹館字市原一〇	〃
	木村 洋一	〃 〃 大字三和字下恋塚一八九の五	〃
	浅利 豪	北津軽郡鶴田町大字野木字東鶴見五八の二	〃
	永野 邦徳	弘前市大字三和字川合一四	〃
	出町 国彦	北津軽郡鶴田町大字野木字下糺八七の一	〃

監事	氏名	住 所	住所変更の年月日
	花田 英昭	〃 〃 〃 字西松虫二三	〃
	秋庭 徳幸	〃 〃 〃 大字木筒字上柳川二二	〃
	對馬 雅彦	弘前市大字三和字下恋塚八六の一	〃

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	澁谷 和仁	旧住所 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛元八の三 新住所 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛橋二二の一	令和六・二・二〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日

田土地改良区の定款の変更を令和八年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を令和八年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

正

誤

青森県西北農林水産事務所

令和八年六月二十四日 第四六七号		出先機関		発行年月日 発行番号	
五		四		ページ	
上		下		段	
表中		表中		行	
渋谷 勝行	渋谷 和仁	渋谷 勝行	渋谷 和仁	誤	
澁谷 勝行	澁谷 和仁	澁谷 勝行	澁谷 和仁	正	

青森県西北農林水産事務所

令和八年六月二十四日 第八四四号	出先機関	三	上	表中	藤田 定義	発行年月日 発行番号
令和八年六月二十四日 第四八九号	出先機関	四	下	表中	鶴ヶ岡字川袋一 七の四	坂本 英徳
					五所川原市大字 田川字敷里一三 七の二	坂本 英徳
					五所川原市大字 田川字敷里一三 七の二	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭